

## 千葉競輪場広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉市広告掲載要綱(平成18年3月3日施行、以下「要綱」という。)及び千葉市広告掲載基準(平成18年3月3日制定、以下「掲載基準」という。)に定めるもののほか、千葉競輪場における広告掲出のための施設の使用等(以下「広告掲出」という)に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 広告媒体の種類等は、別表に定めるとおりとする。

### (使用許可及び広告掲出期間)

第3条 前条に規定する施設の使用許可に係る手続等は、千葉市庁舎管理規則(昭和40年8月19日規則第25号 改正 平成7年3月30日規則第22号 改正 平成8年4月1日規則第51号)の規定による。

- 2 施設の使用許可の有効期間は、一年以内とする。期間を更新しようとする者は、新たに許可を受けなければならない。
- 3 その他広告についての広告掲出期間は、一年以内とする。ただし、必要な場合は、契約を更新することができる。

### (広告媒体の設置料及びその他広告料)

第4条 施設の使用に係る広告媒体の設置料については、別表のとおり定めるものとし、広告料は広告掲出までに納付するものとする。

### (広告掲出希望者の募集)

第5条 広告掲出を希望する者(以下「広告掲出希望者」)は、公募により行うものとする。

- 2 前項の公募は、千葉競輪場ホームページ等を通じて行うものとする。

### (広告掲載の許可)

第6条 広告媒体を利用して広告を掲出又は広告を掲出する物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。広告を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他仕様に係る広告内容は、要綱第5条及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする場合、広告掲出希望者は広告掲載申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲出をすることができる旨決定を受けた者(以下「広告主」)に対しては広告掲載決定通知書(様式第2号)を、又広告掲出しないと定めたものについては広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

( 広告物の作成、設置及び撤去 )

第 7 条 広告物は、広告主の責任及び負担で作成、設置し、撤去においても同様とする。

( 掲出許可の取消し等 )

第 8 条 市長は、掲載許可をした広告物の広告主が掲載基準第 4 条第 5 号から第 9 条の各号に該当することとなったときは、掲載許可を取り消すことができる。

2 市長は、法令、要綱、掲載基準の改正等により広告物の内容等が要綱、掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるとき、その他競輪場施設の管理上必要があると認められるときは広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

( 使用許可の取消し )

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は使用許可を取り消すことができる。

( 1 ) 使用許可を受けた広告取扱者が掲載基準第 4 条第 5 号から第 9 条の各号に該当することとなったとき。

( 2 ) 広告媒体の設置料及び広告料が期日までに納付されないとき。

( 3 ) 市長が業務上の支障があると認めたとき。

( 広告物の撤去 )

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は広告物を撤去することができる。

( 1 ) 第 8 条の規程による掲載許可の取消し等に広告主が従わない場合。

( 2 ) 第 9 条の規程による使用許可の取消しに広告主が従わない場合。

( 広告掲載の取り下げ )

第 11 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

但し、広告主は、別表の広告看板については、掲載場所を広告掲載前の状態に復帰させなければならない。又、費用についても広告主の負担とする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げるときは、納付済みの広告媒体の設置料及びその他広告料は返還しない。

( 広告媒体の設置料及びその他広告料の返還 )

第 12 条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告媒体の設置料及びその他広告料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告媒体の設置料及びその他広告料には、利子を付さない。

( 広告主の責務 )

第 13 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容

等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

- 3 広告主は、広告の掲載により本市又は第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、経済農政局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

広告媒体の種類	広告看板
広告料	1平方メートルにつき、月額1,600円

(様式第1号)

## 千葉競輪場広告掲載申請書

(あて先)千葉市長

申請者 住 所  
氏 名  
(法人名)

印

次のとおり、広告を掲載したいので、千葉競輪場広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

広告種別	
広告掲載予定期間	
添付書類	広告原稿案 その他（庁舎使用等許可申請書）

\* 施設の使用に関して広告掲出を希望する者は、市の定める庁舎使用等許可申請書を添付すること。

(様式第2号)

## 広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった、広告の掲載について下記のとおり掲載することと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 広告主
- 2 広告種別
- 3 掲載期間
- 4 広告料
- 5 条件等

(様式第3号)

## 広告非掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった、広告の掲載について下記のとおり掲載しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 広告主
- 2 掲載しない理由
- 3 その他